

古座川町立の小学校及び中学校の適正規模・適正配置について
(答申)

令和5年2月

古座川町学校規模検討委員会

目 次

1、はじめに	1
2、古座川町立小・中学校の児童・生徒数の推移	2
3、古座川町立小・中学校の現状	3
4、基本的な考え方	
・学校規模適正化・適正配置の検討の必要性について	4
5、学校規模適正化・適正配置検討の具体的な推移	5
6、当面の具体的な取り組み	1 1
（1）今後の方針	
（2）会議で出されたその他の意見、今後の展望等	
7、おわりに	1 2
関係資料	1 3

1、はじめに

古座川町の人口は、昭和55年以降、一貫して減少傾向にある（昭和55年5,030人→令和4年1月1日現在2,454人）。児童生徒も減少傾向にある（昭和55年児童402人生徒215人→令和4年1月1日児童80人古座川町生徒45人）。それに伴い、学校においては廃校になった学校が生じ、小規模化が進行している（昭和55年休校していない学校は、小学校は分校含めて8校中学校5校→令和4年1月1日には小学校3校中学校2校）。

このような児童・生徒数の減少や小規模校の増加は、全国的な傾向であり、学校の活力や教育効果を維持する上でさまざまな課題も生じているといわれている。このため、多くの自治体で、子どもたちにとってより良い教育環境を整備しようと、学校の統廃合を含めた様々な取り組みがなされている。和歌山県教育委員会でも、平成18年6月に「公立小・中学校の適正規模化について」の指針を策定し、文部科学省では、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が策定されている。その中で、適正規模化について検討することの必要性が示されている。

古座川町でも、児童・生徒数の実態を踏まえ、令和4年1月に明神中学校区・明神小学校区・三尾川小学校区に居住して、保育所に通所または小学校・中学校に通学されているお子さんの保護者の皆様方を対象に、古座川町の今後の園児児童生徒数の推移をお知らせするとともに、「アンケート調査」を実施した。その結果からも、古座川町教育委員会では、良好な教育環境を考える上で、古座川町立の小学校および中学校の適正配置の検討を喫緊の課題と位置付け、「古座川町学校規模検討委員会」（以下、「委員会」という。）が設置され、古座川町教育委員会から「古座川町立の小学校及び中学校の適正規模・適正配置について」の諮問を受けた。

委員会では、設置以来5回の会議を開催し、「良好な教育環境」という視点を基本に、町立小・中学校の現状、今後の児童・生徒数の予想、保護者の意識等をもとに、古座川町立の小学校及び中学校「過小規模校」の存続の是非を中心に、古座川町立の小学校及び中学校の適正規模・適正配置について検討してきた。

ここに、その結果を、「古座川町立の小学校及び中学校の適正規模・適正配置について（答申）」としてとりまとめ、報告する。

2、古座川町立小・中学校の児童・生徒数の推移

・小学校・中学校

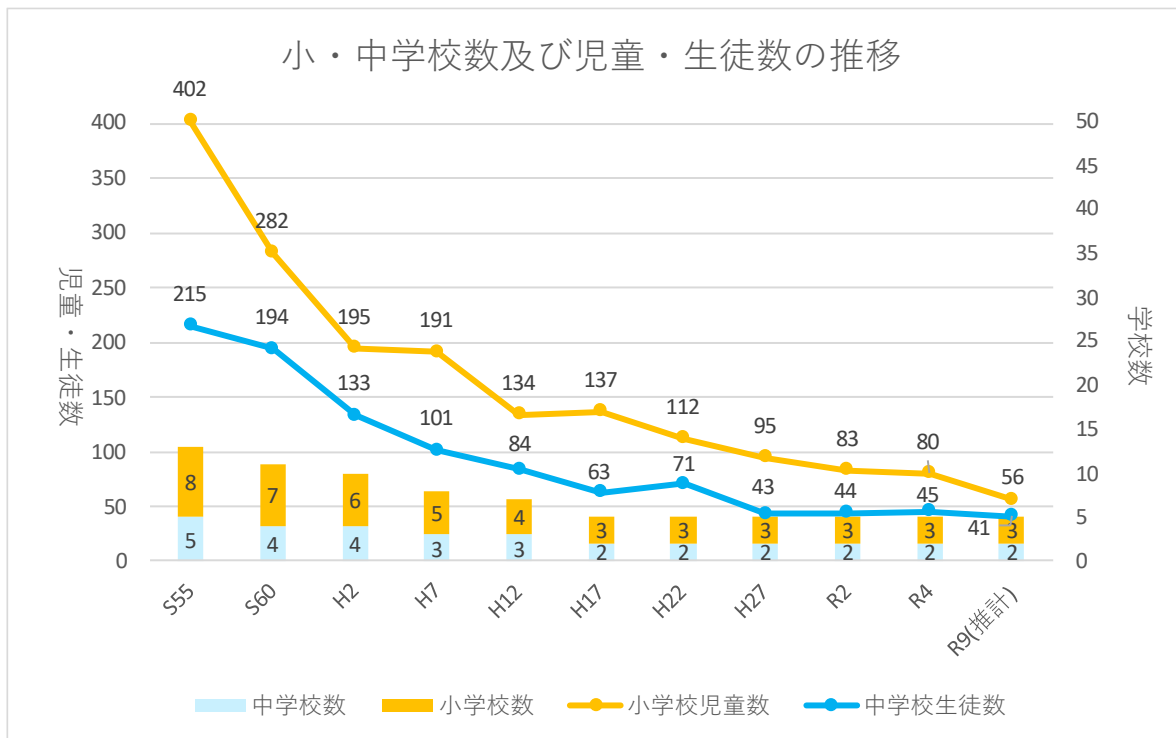
小学校の児童数をこの40年間の推移状況で見ると、昭和55年度は402人で、令和4年度は80人に減少している。(資料1)

なお、この期間中で、児童数は19.9%になり、令和4年11月1日現在の0歳から5歳までの人口により、令和9年度(5年後)の児童数を推計すると、56人で、今後の5年間でも、依然として減少傾向は続くと推測される。

中学校の生徒数を同様に見ると、昭和55年度は215人で、令和4年度は45人に減少している。(串本町からの古座川町立の中学校へ登校する生徒がいるため、中学校在籍数は89人)

なお、この期間中で、古座川町生徒数は20.9%になり、令和9年度(5年後)の古座川町生徒数を推計すると、41人で、今後5年間も減少した状態が続く。

資料1



古座川町第5次長期総合計画後期基本計画2020-2024を基に作成

3、古座川町立小・中学校の現状

令和4年度の古座川町立の学校は、中学校においては古座中学校・明神中学校の2校である。
古座中学校は高池小学校区、串本町の古座小学校区、田原小学校区の3小学校区からなっている。
明神中学校は明神小学校区、三尾川小学校区の2小学校区からなっている。
小学校は高池小学校・明神小学校・三尾川小学校の3校である。

昭和55年度においては、小学校6校（分校4校）、中学校5校で、平成17年度に三尾川中学校と七川中学校の2校が廃校となって以来、学校数の変動はなく児童・生徒数の減少に伴い学校の小規模化が進んでいる。

「古座川町小中学校の児童・生徒数の推移内訳（令和4年7月1日現在）」（資料2）にもあるとおり令和9年度まで古座川町内の小学生は減少の見込みである。

そのため令和4年度から令和9年度の期間中において、高池小学校は、6学級から3学級へ、明神小学校は3学級、三尾川小学校は2学級から3学級、明神中学校2学級で推移の見込みである。令和9年度において、小学校は、すべて複式学級となる。令和4年度において、明神小学校については1人学級があり、三尾川小学校については欠学年・1人学級があり飛び複式学級も生じている。（資料2・資料3）

資料2 古座川町小中学校の児童・生徒数の推移内訳（令和4年7月1日現在）

学校名	令和4年度							令和5年度							令和6年度							令和7年度							令和8年度							令和9年度						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
高池	7	12	8	16	10	10	63	8	7	12	8	16	10	61	2	8	7	12	8	16	53	8	2	8	7	12	8	45	3	8	2	8	7	12	40	4	3	8	2	8	7	32
明神	4	1	1	1	3	1	11	1	4	1	1	1	3	11	4	1	4	1	1	1	12	2	4	1	4	1	1	13	1	2	4	1	4	1	13	1	1	2	4	1	4	13
三尾川	2	0	1	1	0	2	6	0	2	0	1	1	0	4	3	0	2	0	1	1	7	1	3	0	2	0	1	7	2	1	3	0	2	0	8	3	2	1	3	0	2	11
小計	13	13	10	18	13	13	80	9	13	13	10	18	13	76	9	9	13	13	10	18	72	11	9	9	13	13	10	65	6	11	9	9	13	13	61	8	6	11	9	9	13	56
明神中	5	7	1				13	3	5	7				15	3	3	5				11	2	3	3				8	2	2	3				7	1	2	2				5
古座中	12	9	11				32	10	12	9				31	10	10	12				32	16	10	10				36	8	16	10				34	12	8	16				36
古座中計	12	13	20				45	11	12	13				36	14	11	12				37	14	14	11				39	15	14	14				43	15	15	14				44
古座中計	24	22	31				77	21	24	22				67	24	21	24				69	30	24	21				75	23	30	24				77	27	23	30				80
中計	29	29	32				90	24	29	29				82	27	24	29				80	32	27	24				83	25	32	27				84	28	25	32				85

資料3 令和4年度小・中学校学級編成基準 和歌山県教育委員会

区分	小学校		中学校
単式学級	第1～3学年	35人	40人
	第4～6学年	40人	
複式学級	16人 (ただし、第1学年を含む場合は8人)		8人

4、基本的な考え方

・学校規模適正化・適正配置の検討の必要性について

児童・生徒数の減少や小規模校の増加は、全国的な傾向であり、学校の活力や教育効果を維持する上でさまざまな課題も生じているといわれる。このため、多くの自治体で、子どもたちにとってより良い教育環境を整備しようと、学校の統廃合を含めた様々な取り組みがなされている。和歌山県教育委員会でも、平成18年6月に「公立小・中学校の適正規模化について」の指針を策定し、文部科学省では、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が策定されている。その中で、適正規模化について検討することの必要性が示された。

●学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第四十一条

小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条

第四十一条 から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、(略)

●義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号） （適正な学校規模の条件）

第四条

法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

一

学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。

二

通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

和歌山県が考える学校の適正規模について

●公立小・中学校の適正規模化について（指針）（平成十八年六月十三日和歌山県教育委員会）

1 小中学校の適正規模の基準

学校の活力を維持・発展させる観点から、以下の適正規模を基準とする。

- (1) 小学校においては、クラス替えが可能である1学年平均2学級を下限とする12学級～18学級。
- (2) 中学校においては、クラス替えが可能であり、教科担任制と学習集団の弾力的な編成等のための教員確保が可能となる1学年平均3学級を下限とする9学級～18学級。

これらの国や和歌山県が示す学校の適正規模の基準に対して、古座川町の各小中学校の規模は全校下回っている。また、古座川町内の小学校及び中学校の適正配置についても、スクールバス利用等考えると通学時間は1時間以内とすることができる。地域の実情や児童生徒数の推移を勘案し、適正規模化について検討を進めていく必要があると考える。

5. 学校規模適正化・適正配置検討の具体的な推移

地域の実情や保護者の意向を大事にすることが重要であることから、少子化に伴う児童・生徒数減に直面する明神中学校区・明神小学校区・三尾川小学校区にお住まいで、保育所に通所または小学校・中学校に通学されているお子さんの保護者の皆様方を対象に、古座川町の今後の園児児童生徒数の推移をお知らせするとともに、アンケート調査を実施した。そのアンケートの回答（資料4）は多岐にわたり、話し合いで方向性を見いだす必要があることから「古座川町学校規模検討委員会」を設置し議論をおこなった。

資料4 アンケート概要版

三尾川地域（10）

	小学校	中学校
統合やむなし	5	3
反対	3	4
わからない	2	3

明神地域（7）

	小学校	中学校
統合やむなし	7	5
反対	0	2
わからない	0	0

未就学・地域不明（6）

	小学校	中学校
統合やむなし	4	2
反対	1	3
わからない	1	1

アンケート質問項目

- 問1 あなたのお子さんについてお答えください。
- 問2 お子さんはどこの保育所・小学校・中学校に通われていますか。
- 問3 園児児童生徒数推移表からの小学校の児童数減少への対応として、小学校の統合が考えられます。あなたのお考えに最も近いものはどれですか。
- 問4 問3での回答されたことについて、ご意見やお考え等をお書きください。
- 問5 三尾川小学校と明神小学校は児童が少ない状況が続きますが、存続や統合についてあなたのお考えに最も近いものはどれですか。
- 問6 問5での回答されたことについて、ご意見やお考え等をお書きください。
- 問7 園児児童生徒数推移表から明神中学校は生徒が少ない状況が続きますが、存続や統合についてあなたのお考えに最も近いものはどれですか。
- 問8 問7での回答されたことについて、ご意見やお考え等をお書きください。
- 問9 その他、学校に関してのご意見等がありましたらお書きください。

事務局からの説明やアンケート調査結果報告書等から、古座川町学校規模検討委員会では、少子化に伴う児童・生徒数減に直面する明神中学校・明神小学校・三尾川小学校の今後についてを中心に考えていくことにした。古座川町にとってどこに学校を設置するかというような適正配置の部分は明神中学校、明神小学校、三尾川小学校の今後と密接に関わってくると考えられたからである。

また、古座川町学校規模検討委員会での協議で、保護者、児童生徒の意見を大事にすることが重要であること、アンケートだけでは保護者の意見を確認することが不十分であること、「統合やむなし」という意見には、統合先についての保護者の意見が不明であること等から、明神中学校、明神小学校、三尾川小学校のそれぞれで保護者会をお願いし、ご意見をおうかがいすることにした。

また、その際、過小規模校のメリットとデメリットを教職員でまとめて判断材料の一つとして、3校の保護者会で示した。

その際に使用した資料5および資料6

小学校（過小規模校）の場合の「メリット・デメリット」資料5

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が児童・生徒一人ひとりの特性や家庭環境等を十分に把握した指導ができる。 ・教職員、児童数が少ないため全体の把握・共通理解が図りやすい。 ・授業や学校行事で児童・生徒の活躍の場が豊富である。 ・児童が学校や学級の中で中心として活躍できる。 ・児童・生徒、教員、保護者のそれぞれがお互いをよく知り、結びつきが深い。 ・教材教具の割り当てが多い。 ・運動場や特別教室など学校施設を、余裕をもって使用できる。 ・PTA活動等に参加する機会が多くなり、一人ひとりの参加意識が高くなる。 ・全員発表の機会を設けることができる。 ・学校全体で動きやすい。 ・児童の全校で活躍する場が多くなり、下級生は上級生を手本として、学ぶことができる。 ・（自然相手に）伸び伸びと育つことができる。 ・保護者の活動が活発。当事者意識が強くなる。 ・体験活動を充実させられる。 ・地域で活動させるのに安心できる。（みんな顔見知りなので） ・地域の声がよく届く。 ・（運動会などの行事によって）地域にとっての存在意義が感じられる。 ・色々な（立場の）人から愛情をもらえる。 ・複式授業で主体性が育つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒間の交流が限られているため、適度な刺激や切磋琢磨の機会が少ない。 ・友達との関係づくりを学ぶ機会や社会性を育むことが難しい。 ・人間関係に破綻が生じると、修復が困難になりやすい。 ・学習活動において多様なグループ分けが難しい。 ・生徒会活動などに制限が加わる。 ・教職員が児童・生徒に対して過干渉になりすぎる場合がある。 ・教員数が少ないため、出張や研修等の調整が困難である。 ・PTA活動に伴う保護者の役割分担の負担が大きい。 ・学校行事等において、職員数から安心・安全面で満足な状況とは言えない。 ・友達同士のトラブルなど、何かあった時に逃げ場がない。 ・病院が遠いので、救急搬送となった場合など安心できない。 ・同学年同士で話ができない（同級生の色々な意見がきけない。） ・児童に目が行き届きすぎて、児童が息抜きしにくい面もあるのでは？ ・複式では、教材研究が2学年分必要となる。授業では一つの学年に関わる時間が少なくなり、授業作りが難しい。

中学校(過小規模校)の場合の「メリット・デメリット」資料6

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある(地域に密着した)教育活動を思い切って計画しやすい。 ・様々な係活動を体験でき、積極性が育成されやすい。 ・一人ひとりのワークシートを添削でき、コメントを書いて返却できる。 ・一人ひとりの学習の進捗状況が分かり、個別に対応できる。 ・一人ひとりに発表の機会が保証され、プレゼンのスキルを身につけることができる。 ・英検など、学校以外の学習も支援しやすい。 ・豊かな体験活動ができる。 ・一人ひとりの良さが認められる。 ・一人ひとりの個に応じた指導ができる。そのため、生徒が無理なく学校生活を送ることができる。 ・一人ひとりの存在感が大きく、一つ一つのことに責任感をもって取り組みやすい。 ・教職員の協働体制が取りやすく、共通理解が図りやすい。そのため生徒指導や保護者との連携が取りやすい。また、地域との連携も取りやすい。 ・生徒一人ひとりに目が行き届く。(学習指導で戻って復習できる。体調のすぐれない生徒のケアや保護者への連絡が細かくできる。生徒の様子の変化に気づきやすい。) ・仲間意識が強い。(作業などで終われば、他のところへ手伝いに行く) ・人の前へ立つ機会がたくさん設けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流する友だちが限られているため、互いに切磋琢磨することや、社会性を身につける機会が少ない。 ・多種多様な意見に触れる機会が少ない。 ・自分に合う友達を見つけにくい。 ・固定化された集団の中で、上手くいくために我慢する生徒もいるように思う。 ・あまりにも小規模校になると、ペアやグループ活動ができなくなる。 ・部活動を選べない。団体戦など人数が足りない。 ・集団が限られるため、多様な意見が出にくい。学びの深まりが得られない。 ・生徒同士の人間関係が固定化されるため、関係が悪くならないか気をつかいすぎる面がある。また、悪くなった時の修復が難しい。 ・集団が小さいと、1クラス20~30名の集団に入ったときに、適応できにくい生徒が出てしまう。 ・部活動の選択がなく、活動が限られてしまう。 ・少人数のため、話し合い等の場が少ない。 ・いろんな意見を持つ生徒との交流が少ない。 ・話し合い活動がしにくい。 ・意見が偏りやすい。また、いろんな意見・個性を持つ人との触れ合う機会が少ない。 ・教員数が少ないため、職員の免許外の教科担当が生じる場合や、校務の出張等の調整が困難な場合がある。

資料5・6に挙げられているように、過小規模校のメリットやデメリットは様々であるが、町内の各学校ではメリットを生かしつつ、デメリットを補うよう最大限の努力をして教育活動を行っている。

令和4年9月の明神小学校、明神中学校、三尾川小学校の各校の保護者会では、アンケートと同じく「明神小学校は明神中学校への進学も見通して統合やむなし、明神中学校は統合について賛否両論、三尾川小学校おおむね統合反対」というものであった。

保護者の主な意見としては、

統合やむなしとする考えとしては、

- ・同級生が多いほうが良い。もし統合になったら、統合元の先生を配置してほしい。
- ・安心安全でなじみにくいことのないように。
- ・高校に行ったときに多いところへ行ったら大変。
- ・部活動のソフトテニスペア等を考えると統合
- ・少人数から多人数になるには不安がある。少しずつ環境をつくるのは必要だと思うようになってきた。部活動を合同でやるのは良いと思う。

統合反対の意見としては、

- ・勉強は少人数で、部活動は合同でやっては良いのでは。
- ・学校を選べたら良いのでは。学校を選択できる仕組みがあればよい。
- ・行事を一緒にやっては良いのでは。
- ・少人数の方が学力に効果が出るのでは。
- ・オンライン授業を活用しては。
- ・三尾川小がなくなると七川への移住を考える人がいなくなるかも。
- ・統廃合する前にもっと考えることがあるのでは？
- ・学校のことだけを考えずに、空き家・空き地のこと、Uターン・Iターン等々並行して考えていかないと。
- ・学校統合を考えるのはしかたがないと思うが、移住希望者をどうするのか。移住するにしても家がない。家があれば移住したい人があるので町の方針はどうなのか。人口を増やすような施策をしないのか。
- ・やるだけのことをやったのならあきらめもつくが、それをせずに統廃合してしまったら、後で取り返しがつかない。
- ・人を増やす努力をしないで、検討はできるのか。
- ・地域の活気はなくなる。
- ・(統合すると) 地元で過ごす時間が少なくなる。
- ・統合したら、(三尾川・明神・高池それぞれで醸し出す) グラデーションがなくなるのはもったいない。

令和4年9月の明神小学校、明神中学校、三尾川小学校の各校の保護者会やその後の学校規模検討委員会での意見をまとめると、

「明神小学校は明神中学校への進学も見通して統合やむなし、明神中学校は統合について賛否両論、三尾川小学校おおむね統合反対」で、

- ・1人学級等少人数のための対話的な学びへの不安。
- ・中学校の部活動についての子どもたちが参加できる環境への不安。
- ・地域の住民にとって慣れ親しんだ地元の学校への思い入れの強さ。
- ・地域の人口を増やすことへの努力や町づくりへの町政の整合性。

であった。

その後、古座川町学校規模検討委員会で議論し、明神小学校の統合先についてと、明神中学校は明神小学校と三尾川小学校の2校からなりたっていることから、保護者の意見を再度確認することとした。そこで、令和4年11月に再度、明神小学校、明神中学校、三尾川小学校の3校合同保護者会をおこなった。

そこでは、「明神小学校統合反対、明神中学校統合反対、三尾川小学校おおむね統合反対」が保護者の意見となった。

保護者の主な意見としては、

- ・今のままだでも少人数の良さが活かされている。
- ・(明神中は)宿題も出してしっかり勉強させてくれている。
- ・ソフトテニス部にこだわらなくてもよい。(文化部等でも良いのでないか)
- ・特色を出して運営していただければ
- ・学校がなくなると寂しい
- ・今の人数はあまり変わらない。児童生徒数の推移表を見ても、高池小が半分になるだけで、明神、三尾川は変わらない。
- ・(前回と同様の意見になるが)学校をなくす前に他にできることがあるはず。
- ・メリット・デメリットはどちらにしてもあるので、人数が少ないからというだけでなくさなくてはならない理由にはならない。
- ・(学校をなくすと)七川地区へ移ってくる人がいなくなるのでは。
- ・統合を進めることは、住民を増やすことと違うベクトル(正反対)で動いていることにならないか。
- ・学校がない仕事がない住むところがないというところに人が来るはずがない。
- ・統合の話は、「ここまでやったけど人が増えないから…」を受けての話になるはず(その前にやることがあるはず)。
- ・こうした話し合いは、どうしても統合ありきの話にしかならない。だんだんレールが敷かれていっているように思う。
- ・(学校の統合問題は)地域に対して大きなこと。たまたまその時保護者会長だったり区長だったり校長だったりする人は、意見を言うことができるが、七川地区の人達が意見を言える場がないのはおかしい。もっとオープンな話し合いを広い範囲で行う方がよい。少数派の意見を拾えるように。
- ・(防災面から考えて)三尾川に来てもらう統合を考えてもらうのも良いかも。

令和4年11月の明神小学校、明神中学校、三尾川小学校の各校の保護者会やその後の学校規模検討委員会での意見をまとめると、

「明神小学校統合反対、明神中学校統合反対、三尾川小学校おおむね統合反対」で、おおむね前回の保護者会の意見と同じであったが、現状の古座川町の各校の取組を肯定的に評価していただいていることがわかった。また、さまざまな議論から、明神小学校についても統合反対ということとなった。部活動や学びの部分からも提案が多数寄せられた。

6. 当面の具体的な取り組み

(1) 今後の方針

現状では、小学校においては、「高池小学校、明神小学校、三尾川小学校の3校」、中学校においては、「古座中学校、明神中学校の2校」について、地域との関わりや保護者の意見から、学校の再編成を早急に実施する状況ではない。

(2) 会議で出されたその他の意見・今後の展望等

- 適正規模・適正配置を考える上で、学校教育環境の整備・充実、魅力ある教育の創造、関係者の合意形成、地域事情への配慮などを十分に踏まえることが求められる。
- 保護者、地域の方々等に十分な情報提供を行い、学校の適正規模・適正配置の必要性、効果や課題等について共通理解を得た上で合意形成を図るよう努めなければならない。
- 古座川町の学校規模に応じたメリットを活かすとともに、デメリットを補うに足る特色ある学校づくりや教育活動については考えていく必要がある。
- 古座川町の学校規模が小規模状況の中で、教職員定数が少ない。現在、古座川町各校全体で、町費負担で21名の職員を配置している。教育のあり方を考える上で考慮する必要がある。
- 現状の学校の存続の是非だけでなく、古座川町の学校の配置について町内を一つにまとめること等、新たに考えることも必要である。
- 古座川の児童生徒数推移と将来推計を十分に考慮し、継続的に考えていく必要がある。
- 学校の統廃合は、まちづくりに関わることも多いことから、教育委員会だけでなく、町長部局を含め町全体で取り組む必要がある。
- 古座川町、古座川町教育委員会は将来の計画を出してほしい。

7、おわりに

学校規模と良好な教育活動の関係は、単純に判断できるものではなく、古座川町の各校は小規模校や過小規模校とされているが、そのデメリットを克服し質の高い教育の実践に努めている。しかし、一般的には、小規模校では、子どもへの指導や学校運営等に課題があると考えられている。特に教員が十分に配置できないこと等の問題は、学校や教員の努力や工夫だけでは解決が難しい面もある。

古座川町立小・中学校の現状を見ると、全校が小規模校・過小規模校となっている。少子化社会は今後も進むと考えられることから、児童・生徒数の著しい増加が難しいことは明らかであり、これからも全ての学校において将来の展望を持つことが必要である。

学校は、在籍する児童・生徒だけではなく、保護者、教職員、卒業生や地域住民等が深いつながりと愛情を持って育んできた歴史を持っており、地域活動や防災上の拠点にもなっている。そのため、様々な観点から適正規模・適正配置について検討することが求められるが（今回は、主に町内3校の存続について検討した）、子どもたちの教育環境という点を最も大切にしなければならない。また、その検討には、保護者、地域、学校等の関係者から理解と協力を得られるように努めるとともに、これらと行政が一体となって取り組むことが必要である。今後も各関係者からの意見を行政が広く聴くことに努めていく必要がある。

会議では、適正規模・適正配置についての議論に伴って、小・小連携、部活動の在り方、まちづくりとの関連など様々な建設的なアイデアが示された。そのような会議・本答申が、教育施策に活かされ、古座川町立学校の教育がより一層整備・充実されることを強く期待する。

關係資料

古座川町立小中学校数の推移

年 度		小学校			中学校		
		本校	分校	備 考	本校	分校	備 考
昭和	32 (1957)	7	10				
	33 (1958)						
	34 (1959)	7	9	洞尾分校 廃校			
	35 (1960)						
	36 (1961)			大桑分校 廃校			
	37 (1962)	7	8				
	38 (1963)						
	39 (1964)	6	8	中崎小学校 廃校			
	40 (1965)						
	41 (1966)			真砂分校 廃校	5	1	
	42 (1967)	6	7				
	43 (1968)						
	44 (1969)			宇筒井分校 廃校			
	45 (1970)						
	46 (1971)	6	6				
	47 (1972)						
	48 (1973)						
	49 (1974)	6	5	松根分校 廃校			
	50 (1975)						
	51 (1976)			樫山分校 廃校			田川分校 廃校
	52 (1977)						
	53 (1978)						
	54 (1979)						
	55 (1980)						
	56 (1981)						
	57 (1982)						
	58 (1983)	6	4				
	59 (1984)						
	60 (1985)						
	61 (1986)						
	62 (1987)						
	63 (1988)				5	0	
平成	1 (1989)						
	2 (1990)						
	3 (1991)						
	4 (1992)			西川分校 廃校			
	5 (1993)						
	6 (1994)	6	3				
	7 (1995)						
	8 (1996)						
	9 (1997)						
	10 (1998)	6	2	佐田分校 廃校			
	11 (1999)						
	12 (2000)			田川小学校 廃校			
	13 (2001)	5	2				
	14 (2002)						
	15 (2003)				4	0	小川中学校 廃校
	16 (2004)	5	1	平井分校 廃校			
	17 (2005)			小川小学校 廃校			三尾川中学校 廃校
	18 (2006)			七川小学校 廃校			七川中学校 廃校
	19 (2007)			添野川分校 廃校			
	20 (2008)						平成17年4月1日～古座川町立古座中学校となる。
	21 (2009)						
	22 (2010)						
	23 (2011)						
	24 (2012)						
	25 (2013)	3	0		2	0	
	26 (2014)						
	27 (2015)						
	28 (2016)						
	29 (2017)						
	30 (2018)						
令和	1 (2019)						
	2 (2020)						
	3 (2021)						
	4 (2022)						

(設置)

第1条 児童・生徒数の増加又は減少に伴う学校生活、学校運営及び施設整備に関する諸問題を調査し、古座川町立の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の適正規模及び適正配置並びにこれらに関連する事項を調査検討するため、古座川町学校規模検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、必要な事項を古座川町教育委員会に報告するものとする。

- (1) 小中学校の適正規模に関すること。
- (2) 小中学校の適正配置に関すること。
- (3) 前各号に関連する学校環境の整備に関すること。

(組織)

第3条 委員会は12人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域代表者
- (2) 保護者代表者
- (3) 教育委員
- (4) 学校関係者
- (5) 行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償は、古座川町報酬及び費用弁償条例（昭和31年条例第2号）の規定による。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員会の決定があったときは、公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。



古座川町学校規模検討委員会委員長 様

古座川町教育委員会

古座川町立の小学校及び中学校の適正規模・適正配置について（諮問）

みだしのことについて、古座川町学校規模検討委員会設置要綱第 2 条の規定に基づき、意見を求めます。

記

1 諮問内容

古座川町立の小学校及び中学校の適正規模・適正配置について

2 諮問理由

全国的に少子化が進み、児童生徒数が減少傾向である中、本町のすべての小中学校においても、「小規模校」・「過小規模校」となっております。

このような中、和歌山県教育委員会では、平成 18 年 6 月に「公立小・中学校の適正規模化について」の指針を策定し、適正規模の基準、学校統廃合の検討、その際の留意点などが示されています。

また、文部科学省では、平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が策定されています。

古座川町でも、令和 4 年 1 月に明神中学校区・明神小学校区・三尾川小学校区にお住まいで、保育所に通所または小学校・中学校に通学されているお子さんの保護者の皆様方を対象に、古座川町の今後の園児児童生徒数の推移をお知らせするとともに、「アンケート調査」を実施しました。その結果からも、古座川町教育委員会では、良好な教育環境を考える上で、古座川町立の小学校および中学校の適正配置の検討を喫緊の課題と位置付けました。

つきましては、貴検討委員会において、今後の古座川町立の小学校及び中学校の適正規模・適正配置の在り方について審議をお願い申し上げます。

3 答申の回答期限 令和 5 年 3 月 3 日（金）

会議の開催経過

回	開催日	内容
第1回	令和4年 8月 5日 (金)	○委員長・副委員長の選出 ○諮問について ○会議の公開について ○会議の日程について ○古座川町の学校規模等の現状について
令和4年 9月 1日 (木) 明神小学校保護者会		事務局参加
令和4年 9月 2日 (金) 明神中学校保護者会		事務局参加
令和4年 9月12日 (月) 三尾川小学校保護者会		事務局参加
第2回	令和4年 9月22日 (木)	○古座川町立の小学校及び中学校の適正規模、適正配置について
令和4年11月10日 (木) 3校合同保護者会		事務局参加
第3回	令和4年11月22日 (火)	○古座川町立の小学校及び中学校の適正規模、適正配置について
第4回	令和5年 1月24日 (火)	○古座川町立の小学校及び中学校の適正規模、適正配置について ○答申(案)について
第5回	令和5年 2月28日 (火)	○答申(案)について

古座川町学校規模検討委員会 委員名簿

(◎委員長 ○副委員長) (五十音順 敬称略)

氏名	所属等
◎上浦 一剛	教育委員・古座川町教育委員会教育長職務代理者
北裏 説朗	地域代表者・明神地区区長会長
久保 直也	保護者代表者・古座中学校
津本 陽子	保護者代表者・明神小学校
中井 清	学校関係者・三尾川小学校校長
○中田 定	地域代表者・三尾川地区区長会長
仲本 耕士	行政機関の職員・古座川町副町長
橋本 尚視	地域代表者・高池地区区長会長
濱地 久夫	学校関係者・明神小学校校長・明神中学校校長
矢倉 麻実	保護者代表者・三尾川小学校
八舟 誠	保護者代表者・高池小学校
山口 真理	保護者代表者・明神中学校